国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和元年９月２５日
青森河川国道事務所

岩木川で悪質な不法投棄を発見
～河川敷に廃タイヤ１６本～

９月２４日（火）１０時２８分頃、弘前市大字中崎字川原田地内の岩木川左岸４７．２ｋ（「安東橋」下流側）において、廃タイヤの不法投棄を巡回中の河川巡視員が発見しました。

青森河川国道事務所では弘前警察署に通報を行い、本日９月２５日に警察と合同で状況確認を行いました。

不法投棄は「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も悪質な不法投棄に対しては、ただちに警察署に通報し、原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。

①発見日時　　令和元年９月２４日（火）１０時２８分頃

②発見場所　　弘前市大字中崎字川原田地内の岩木川左岸４７．２ｋ（安東橋下流側）

③投棄状況　　廃タイヤ　１６本

④措置状況　　現地に警告看板を設置。
令和元年９月２５日９：３０から弘前警察署と合同で状況確認。

⑤その他　　直近（９月２０日（金））の当局巡視においては異常は確認されておりません。

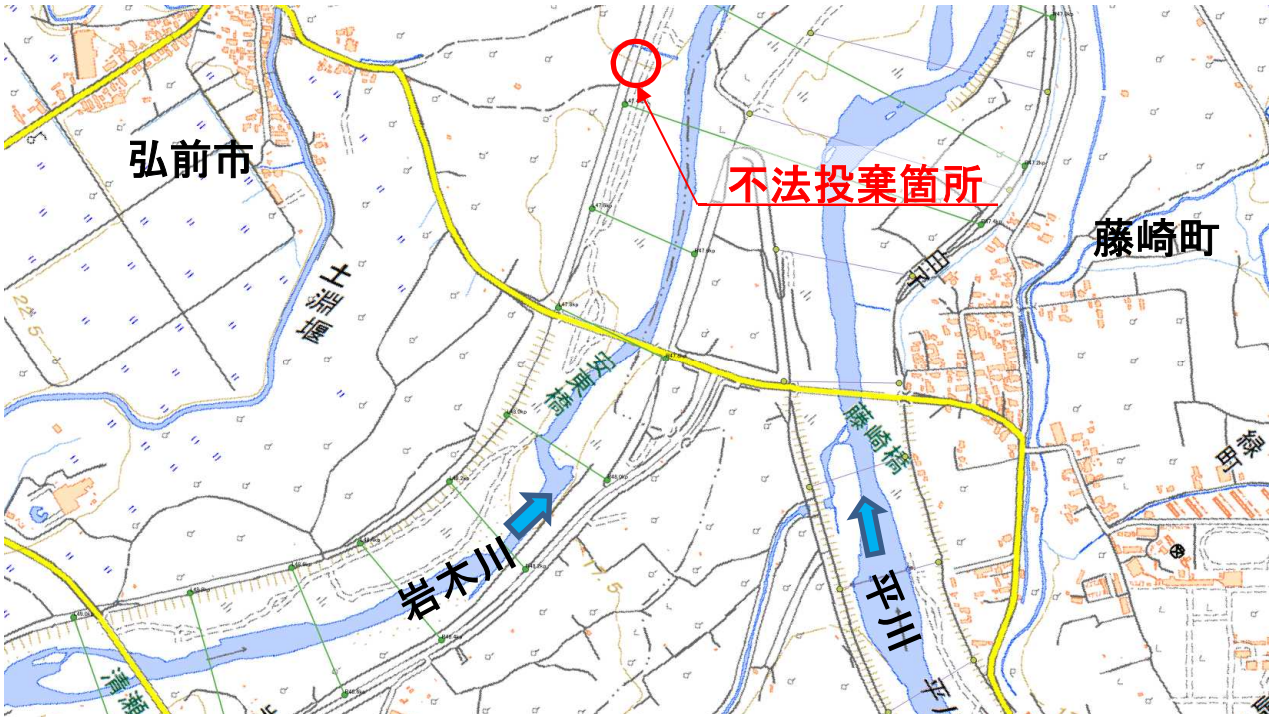
※　不法投棄は、「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為で、以下の罰則に処される場合があります。
◇「河川法」・・・・３ヶ月以下の懲役又は２０万円以下の罰金
◇「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
・・・・・・・・・５年以下の懲役又は１，０００万円以下の罰金
（法人等の場合は３億円以下の罰金）

※発表記者会　：　青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社

問い合わせ先
国土交通省　東北地方整備局　青森河川国道事務所
保全対策官　宇野　高人
ＴＥＬ０１７－７３４－４５３７（直通）

不法投棄現場　位置図

弘前市大字中崎字川原田地内
（岩木川４７．２ｋ「安東橋」下流側左岸）



『この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号 令1東複、第24号）』

状況写真



